

# 石川県公報

平成 29 年 12 月 27 日 (水曜日)

号 外

(第 77 号)

## 目 次

規 則	訓 令
○石川県組織規則の一部を改正する規則 (行政経営課) 1	○石川県立中央病院放射線障害予防規程の一部改正 (医療対策課) 3
○石川県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (医療対策課) 3	

## 規 則

石川県組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十二月二十七日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県規則第三十二号

石川県組織規則の一部を改正する規則

石川県組織規則 (昭和三十九年石川県規則第三十二号) の一部を次のように改正する。

第十六条第八号の表石川県立中央病院の項を次のように改める。

石川県立 中央病院	金沢市鞍 月東二丁 目	管理局	経営企画室	経営企画のための調査・分析及び立案に関すること。	
			総務課	庶務係 経理係 職員係	1 院内の事務の連絡調整に関すること。 2 院内管理に関すること。 3 病院事業の予算及び決算に関すること。 4 病院事業の資金計画に関すること。 5 へき地診療に関すること。 6 その他他の課の所掌に属しない事項に関すること。
			医事課	外来係 入院係	1 窓口事務に関すること。 2 診療報酬の請求事務に関すること。 3 病床の管理に関すること。 4 医事統計に関すること。 5 その他医事に関すること。
			用度課	用度係 情報管理 係 施設係	1 物品の購入、出納、保管、修繕及び処分に関すること。 2 電子計算組織の管理運用に関すること。 3 庁舎の維持修繕に関すること。 4 特殊な医療に関する企画及び立案並びに院内調整に関すること。
			病院建設 推進課	企画係 建設第一 係 建設第二 係	県立中央病院の建設に関すること。

医療安全部	医療の安全に関すること。
医療安全管理室	医療事故の防止及び安全な医療の管理に関すること。
感染症対策室	感染症対策に関すること。
診療部	内科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、麻酔科、病理診断科、リハビリテーション科、臨床検査科、歯科及び歯科口腔外科の診療に関すること。
透析療法室	透析に関すること。
予防医療室	予防医療に関すること。
内視鏡室	内視鏡検査に関すること。
結石破砕室	結石破砕治療に関すること。
歯科技術室	歯科診療技術に関すること。
遺伝子診療室	遺伝子診療に関すること。
高度集中治療センター	高度集中治療に関すること。
総合母子医療センター	1 小児科及び産婦人科の診療に関すること。 2 新生児並びに母体及び胎児の集中治療に関すること。
がん医療センター	悪性腫瘍の診療に関すること。
救命救急センター	救命救急及び救急科の診療に関すること。
血管病センター	血管に係る病気の治療に関すること。
手術部	手術に関すること。
医療材料室	医療材料に関すること。
医療技術部	医療技術に関すること。
放射線室	放射線検査に関すること。
検査室	臨床検査に関すること。
臨床工学室	生命維持装置の操作等に関すること。
リハビリテーション室	リハビリテーションに関すること。
栄養管理室	栄養及び患者食に関すること。
薬剤部	調剤、製剤及び薬品の管理に関すること。
看護部	看護業務に関すること。
医療情報部	医療情報に関すること。
教育研修部	臨床医等の研修に関すること。
患者総合支援センター	診療機関との医療連携及び患者の各種相談対応に関すること。

第十九条第十六項の表中央病院の項中

いしかわ総合母子医療センター	部長、医長	を
総合母子医療センター	部長、医長	に、
救命救急センター	部長、医長	
看護部	主任看護師長、看護師長	を
栄養部	技師長	
看護部	主任看護師長、看護師長	に改める。

附 則

この規則は、平成三十年一月四日から施行する。

石川県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。  
平成二十九年十二月二十七日

石川県知事 谷 本 正 憲

**石川県規則第三十三号**

石川県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

石川県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成二十九年石川県条例第三十四号）の施行期日は、平成三十年一月四日とする。

**訓 令**

**石川県訓令第 8 号**

石 川 県 立 中 央 病 院

石川県立中央病院放射線障害予防規程（平成元年石川県訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。  
平成29年12月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

第 1 条中「及び放射線発生装置」を「、放射線発生装置及び放射性汚染物」に改める。

第 3 条第 3 号を同条第 5 号とし、同条第 2 号中「放射性同位元素」を「放射性同位元素等」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 1 号中「並びに放射線発生装置の使用の作業」を「、放射線発生装置の使用の作業並びに放射性汚染物の廃棄の作業」に改め、同号を同条第 3 号とし、同号の前に次の 2 号を加える。

- (1) 放射性汚染物 法第 1 条の放射性汚染物をいう。
- (2) 放射性同位元素等 放射性同位元素及び放射性汚染物をいう。

第 4 条第 3 項中「放射線障害予防部会」を「放射線障害予防委員会」に改める。

第 5 条中「放射性同位元素」を「放射性同位元素等」に、「放射線障害予防部会」を「放射線障害予防委員会」に改める。

第 7 条第 9 号中「放射線障害予防部会」を「放射線障害予防委員会」に改める。

第 9 条の見出しを「(放射線障害予防委員会)」に改め、同条第 1 項中「放射線障害予防部会」を「放射線障害予防委員会」に、「部会」を「委員会」に改め、同条第 2 項中「部会」を「委員会」に改め、同条第 3 項中「部会に」を「委員会に」に、「部会長」を「委員長」に改め、同条第 4 項中「部会」を「委員会」に改める。

第 9 条の 2 第 1 項中「経理課」を「用度課」に改める。

第 10 条第 2 項中「放射性同位元素」を「放射性同位元素等」に改める。

第 16 条の見出しを「(密封放射性同位元素及び放射線発生装置の使用)」に改める。

第 19 条第 2 号中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第 21 条中「放射性同位元素」を「放射性同位元素等」に改める。

第 28 条第 2 項第 4 号アからウまでの規定中「放射性同位元素」を「放射性同位元素等」に改め、同号エからカまでを削り、同条第 3 項中「。以下「省令」という。」を削る。

第 30 条第 2 項及び第 31 条第 2 項中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第 32 条第 1 項中「省令別記様式第 50 による」を削り、同条第 2 項中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

別表第 1 中 

電源設備、警報設備、インターロック及び自動表示装置	作動確認
---------------------------	------

 を

電源設備、警報設備、インターロック及び自動表示装置	1 電源設備の異常の有無 2 排気・排水設備の機能の異常の有無 3 インターロック及び自動表示装置の動作確認
---------------------------	--

 に改める。

## 附 則

## (施行期日)

1 この訓令は、公表の日から施行する。

## (組織に関する経過措置)

2 改正前の第 9 条第 1 項に規定する放射線障害予防部会（次項において「旧部会」という。）は、改正後の第 9 条第 1 項に規定する放射線障害予防委員会（次項において「新委員会」という。）となり、同一性をもって存続するものとする。

3 この訓令の施行の際現に旧部会の委員又は部会長である者は、それぞれ、この訓令の施行の日に、新委員会の委員又は委員長として任命されたものとみなす。